

特定防火対象物 （消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1より抜粋）

(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗 等
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗 等
(3) 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4) 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5) 項イ		旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6) 項	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	(1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）等 (2)救護施設、(3)乳児院、(4)障害児入所施設、(5)障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）等
	ハ	(1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター等 (2)更生施設、(3)助産施設、保健所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭センター等 (4)児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設、(5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(9) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1) 項から(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2) 項		地下街
(16の3) 項		建築物の地階（(16の2) 項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1) 項から(4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は(9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）